

研究者に求められているもの

— 知的所有権の立場から —



随 筆

山 本 秀 策*

170 対 5. これは、自然科学分野の米国と日本における 1994 年度までのノーベル賞受賞者数の比率です。米国人の独創的能力のすごさを物語っています。

いま、米国の経済は活況を呈しています。おそらく本物です。対照的に、日本経済の先行きは未だに不明です。産業の空洞化も懸念されています。米国産業のこの活況の秘密は何処にあるのでしょうか。それを知的所有権の立場から論じ、日本の研究者の求められているものは何なのかを考えてみたいと思います。

ミノルタ・カメラがオートフォーカス技術に関し、米国ハネウェル社の特許を侵害しているとして、160 億円の損害賠償金を支払いました。ミノルタの 2 年分の利益です。しかも、米国への輸出が禁止されました。痛手です。失った社内外からの信用の回復にも多大の努力が必要です。ハネウェル社の上級副社長クリストファー・ステファン氏が言っています。「知的所有権の価値は正当に評価されるべきで、それを侵害するものは、断固、排除されねばならない。」と。

テレビ・ゲーム機で有名なセガ・エンタープライズ社が米国人コイル氏に特許侵害で訴えられました。セガはこれに全面降伏し、60 億円を支払ったのもつい最近のことです。

東洋紡が起死回生を計って医薬事業進出の第一号製品として厚生省の認可も受けた血栓治療薬 t-PA が、米国ジェネンテック社の特許を侵

害していると大阪地裁で判断されました。大阪高裁もこれを認め、事件は確定しました。1993 年のことです。東洋紡は多額の賠償金を支払いました。同時に、この薬品の製造のために新築した最新設備の天津工場は一度も使われることなく差し押さえられました。医薬事業への進出を断念し、本来の繊維に回帰せざるを得なくなりました。それ以外に選択がなかったのです。あの東洋紡だったから持ちこたえられたのです。普通の企業なら倒産という事態になっていたかもしれません。

バブル経済盛んな頃、日本は米国を凌駕しているかのような報道や発言がありました。エレクトロニクス、半導体、自動車の分野においてです。実体はどうだったのか。半導体技術について日本企業は米国 TI 社に毎年 1,000 億円をはるかに越える多額のロイヤルティを支払っているのです。エレクトロニクス・自動車分野についても同じです。米国の知的所有権攻勢はまだまだ続きます。ハイテク分野に際立っています。それには背景があります。

1979 年のことでした。米国市場の 40 % は日本製品で占められていました。80 億ドル。当時の日本円で 1 兆円です。これにより、米国は 13 万 5 千人の雇用を失いました。当時の大統領であったカーターは、米国の国際的競争力の低下を憂慮し、かつての偉大なアメリカを再現すべく、衆知を集めました。そして、その秋の政府白書に「知的所有権の強化」を謳いました。ハイテク分野を駆使してこそ、本来の偉大で強力な米国の再現を可能にするとの確信があったのです。そのために、米国流の法整備を世界的規模で行うという戦略が立てられました。この戦略は、その後のレーガン、ブッシュ、そして今のクリントン大統領に引き継がれました。



* Shusaku YAMAMOTO
1943年2月9日生
1966年大阪大学工学部応用生物工学科卒業
現在、山本秀策特許事務所、所長・弁理士、知的所有権法とバイオテクノロジー
TEL 06-949-3910

「知的所有権の強化」とは何か。経済の国際化を念頭に、歴代の米国大統領が行ったことは次の二つです。一つは、米国における特許権者を優遇すること。二つに、世界の知的所有権法を整備統一することでした。

特許権者はその発明を独占的に実施し他者の侵入を排除することができるという強力な独占権（モノポリー）を持っています。本来なら、独禁法違反にあたるものです。米国政府は独禁法を抑え、知的所有権法を優先させる方針をとったのです。それまでの合衆国裁判所は伝統的にアンチ・モノポリーの姿勢をとっていました。65～75%の率で特許を無効と判断していました。それが、ここきて、40%以下になったのです。特許権者に有利な時代 — プロパテントの時代 — が到来したのです。1986年のインスタント・カメラについてのポラロイド社対コダック社の特許侵害事件を思い出します。コダックが敗訴し、製造中止、市場の商品の回収、そして、1,400億円の損害賠償です。商品の回収には280億円を要しています。コダックにも優秀な数十名のパテント・アトニーがいました。彼等は、しかしながら、プロパテントという新しい時代への動きに気付かなかったのです。それが、コダック社を悲劇に導いたのです。

他方、米国は世界に対し、多国間交渉、時には、二国間交渉を、巧妙な外交手腕を通じて成功させました。日本をはじめ世界各国の法制を見事に米国の望む方向に整備統一することに成功したのです。ガット・ウルグアイ・ラウンドが決着し、米国流知的所有権法が世界各国でもなく発効します。日本では、これを受けて、公告制度の廃止、英文明細書での出願が可能、クレームには出願人が発明と信じるものを特定するに必要な事項を書く、等に改正されます。これにより、米国企業が日本において特許を広い範囲で迅速に取れるお膳立てができたということです。反対に、日本企業が米国で特許を取るには、米国流の先発明主義が適用されます。日本企業および研究者には大きな負担がかかります。発明者と発明日を特定するために日々の研究記録の準備や起こることが予想される多数の先発明日特定係争に備えねばならないからで

す。

このような、米国の知的所有権戦略は、結局、各国を同じ土俵に引きずりあげるといえます。条件は一緒です。ハイテク分野で優位な国が勝利することになります。

その結果が、いまの米国の繁栄です。いま米国のエレクトロニクス・自動車産業は活気にあふれています。特にコンピューターと通信技術です。バイオサイエンス分野はいうにおよばずです。独走態勢です。日本は10年遅れたといわれています。20年は遅れているだろうというのが、知的所有権の専門家として、日々、日米の最先端科学技術を扱う私の実感です。これは、もちろん、科学技術だけの成果ではありません。10年前に整備された税制、金融システムなどのインフラストラクチャーの成果でもあることはいうまでもありません。

日本の特許法は、既述のように、大きく変わります。簡潔な手続、迅速な権利化、そして広い権利範囲が可能な米国流の法制に近づいたのです。

今後、米国はそのハイテク分野の研究成果を日本で次々と権利化してゆくことでしょう。日米特許係争も増えるはずですが、日本の科学技術の研究者は、いまこそ、研究することの意味と意義を理解し、日本の発展に貢献することを考えねばなりません。日本は科学技術立国以外に生き残る途はないのです。ローテクノロジー分野は早晚国外に出てゆきます。本当の意味でのハイテクノロジーにかけて生きてゆかねばなりません。研究者の出番です。日本の研究者は、米国研究者と同じように、特許などの知的所有権法を理解し、知的所有権法のもとに強い独占権を取得できる研究成果をあげねばなりません。

日本の知的所有権は憲法で保障された財産権です。しかも、これは、米国とちがって、独禁法の例外です。独禁法でその権利を制約されることはありません。権利者は侵害者の意図には関係なく、故意か過失かを問うことなく、その権利を侵害している限り、侵害者の事業を差し止め、損害額を賠償させ、そのうえ、場合によっては、懲役の罪に服させることができます。知的所有権の所有者は、このように、法律の保護

のもとで独占的に発明を実施し、利益を得ることができるのです。

研究者の研究者たる所以は、独創性にあります。他人の研究成果の追試や論文発表のための研究が目的であってはなりません。

ヒト遺伝子の解読作業がいま世界で進んでいます。日本もこのプロジェクトに参加しています。米国国立衛生研究所 (NIH) が解読成果について数百件の特許出願を行いました。有用性が明らかでないという理由で、すべての出願が米国特許庁で拒絶されました。その後続く予定だった数千件の特許出願を NIH は断念したとのことです。昨年末になって、この有用性の要件を、バイオ企業のインセンティブを高める目的で、緩和する方針を米国特許庁は決定しました。有用性に問題がなくなれば、ヒト遺伝子の特許化も時間の問題です。日本はこのような NIH の特許化の姿勢に批判的です。人類のための解読成果は誰もが利用できるようにすべきであって、特許化によって一部の人間だけに独占権を許すことは正しくないというのがその理由のようです。これはまちがいです。優れた研究成果であるからこそ、それは公平かつ正当に速やかに一般に公開されねばなりません。それを可能にするのが特許法なのです。そのためには、特許出願をすることが必要です。特許になったあと、その研究成果である発明を他人に無償で提供するか有償で提供するかは、特許権者が状況をみきわめて決ればよいことです。権利で武装して相手と交渉する。交渉の基本です。丸腰での交渉は素人のやり口です。相手に無礼で

もあります。

米国の企業はもとより、MIT、ハーバード、スタンフォード、テキサス、その他あらゆる大学にも特許の専門家を配置しています。研究成果をいつでも権利化するためです。

今年の1月1日付新聞報道によれば、米国は中国に対し、米国企業の知的所有権を侵害する中国製品の米国への輸出を禁止する用意のあることを通告しました。中国は報復措置をとることで対決姿勢をみせています。米国はいよいよ人口12億とも15億ともいわれる眠れる獅子中国に、知的所有権を武器に、リーチをかけました。この無限の市場に次の焦点を合わせているようです。どのような交渉を通じて、米国の明日の繁栄への布石を打つのでしょうか^(注)。

日本の将来は科学技術の研究者にかかっています。知的所有権を理解し、その研究成果は独占権で武装しなければなりません。ハイテクノロジーで生きてゆく日本の繁栄にはそれが不可欠です。日本の国土を日本の文化をそして日本の遺産を子々孫々に引き継げるよう、科学技術にたずさわる研究者は、このことをいまこそ、認識されることを願ってやみません。

以上

(注)この随筆を仕上げた翌日の2月27日のことです。

日経新聞が、「米国の強行姿勢に中国側が折れて、広東省のCD(コンパクト・ディスク)製造業者を営業停止処分にする。」ことで、終息した旨を伝えていました。米国の知的所有権戦略の勝利です。

